＜住宅の省エネルギー改修の申告に必要な添付書類＞

○ 要件を満たす家屋であることの確認

年　月　日　（平成２６年４月１日に存していた家屋）

□　改修後の住宅の床面積

・令和８年３月３１日以前に改修工事完了

→５０平方メートル以上２８０平方メートル以下であること

・令和８年４月１日以後に改修工事完了

→４０平方メートル以上２４０平方メートル以下であること

○ 住宅であることの確認

□　住民票のデータ等で貸家でないことの確認

○ 熱損失防止改修工事等が行われたことを証する書類

□　増改築等工事証明書

→　（建築士・登録性能評価機関等による証明書）

□　熱損失防止改修工事等箇所の確認できる明細書の写し

□　熱損失防止改修工事等費用を支払ったことを確認できる領収書の写し

長期優良住宅の認定を受けた場合

※尚リフォームに伴い、長期優良住宅の認定を受けた場合は、減額内容が拡充されますので、以下の書類も合わせてご提出ください。

□認定通知書の写し（大阪府知事等より通知されたもの）

○ 熱損失防止改修工事等費用　　円

□　補助金を差し引いた断熱改修に係る額で 60 万円を超える。

□　補助金を差し引いた断熱改修に係る額で 50 万円を超え、太陽光発電装置、高効率空調機、高効率給湯器、太陽熱利用システムの設置に係る額と合わせて 60 万円を超える。

翌年度分　床面積 120 ㎡相当までの固定資産税相当税額の１/３を減額

（バリアフリー改修と省エネルギー改修のみ、同時に適用可能）

※改修に伴い、長期優良住宅の認定を受けた場合、２/３を減額

連絡先　〒５７６－８５０１　交野市私部１丁目１番１号

交野市課税課固定資産税係

電話　０７２－８９２－０１２１